

# 明曠『天台菩薩戒疏』の七門分別ならびに 「釈名」について

## 智顓『菩薩戒義疏』との比較を中心に

大津 健一

### 1. はじめに

明曠(?-777?)の『天台菩薩戒疏』(以下、明曠疏。777年成立)は、鳩摩羅什(344-413または350-409)訳とされる『梵網經』の注釈書である。序において、先学の説に違わないために「天台(智顓)を宗骨(根本)とする(以天台為宗骨)」<sup>1</sup>と述べているが、智顓(538-597)の撰述とされる『菩薩戒義疏』(以下、智顓疏。成立年不明<sup>2</sup>)を受けた末注ではない。また明曠は、欠けているところを補うために「諸家の説を参考として取り入れる(諸家參取)」<sup>3</sup>としており、実際に華嚴宗の法蔵(643-712)の『梵網經』注釈書である『梵網經菩薩戒本疏』(成立年不明<sup>4</sup>)などの影響を受けている。本論文は、明曠疏が『梵網經』の解釈に当たって立てた七門分別の構造に着目し、その撰述の特徴を明らかにすることを目的とする。初めに智顓疏の三重玄義との全体的な差異を概説した上で、七門分別の各内容の検討として第一名体における「釈名」について、智

---

1 明曠疏卷上(T40, 580b12)。

2 村上(2017, 134)は智顓疏の成立を664年から686年の間と推定している。

3 明曠疏卷上(T40, 580b13)。

4 吉津(1991, 597-598)は、法蔵が四十代後半のころに成立したと推論しており、それに基づけば680年代後半ごろとなろう。村上2017による智顓疏成立の推定年代に近いが、智顓疏は現存する最古の『梵網經』注釈書であり(船山2017, 20)、吉津も智顓疏の後に法蔵の注釈書という成立順に基づいて論じている。

顛疏との関係を中心に考察したい。特に先行研究<sup>5</sup>が述べる通り、円教の三聚浄戒が明曠疏の特徴とされているため、それを智顛疏との本文対照の上で検討し、明曠が何に依拠して論じているのか検討したい。

## 2. 智顛疏「三重玄義」との比較

智顛疏は『梵網経』を注釈するにあたり、三重玄義を立てている。智顛による經典注釈は、『法華玄義』などに見られるような五重玄義<sup>6</sup>が基本であるため、智顛疏が三重玄義を取っていることは、智顛による撰述なのかどうかという成立問題の一つの論点となってきた。智顛疏の三重玄義は以下の通りである<sup>7</sup>。

智顛疏 三重玄義		五重玄義との対応
① 釈名		釈名
①-1 人名		
①-2 法号	三種戒、三聚浄戒、『大智度論』の十種戒	
①-3 階位	藏・通・別・円	判教
② 出体		弁体
②-1 無作	無作なし、無作あり	
②-2 興廢		
②-3 止行二善		
③ 料簡		
③-1 信心		
③-2 三障なし		
③-3 人法の縁	人縁、法縁（六つの戒儀）	

5 明曠疏に関係する先行研究には、久野1933、石田1986a、小寺1966・1973、平1955・1968などがある。

6 『法華玄義』においては、釈名・弁体・明宗・論用・判教である。智顛による他の經典注釈書も同様であり、神達(2009, 61-62)は智顛疏が「五重玄義を採用しない点においては唯一の例外である」と述べている。

7 智顛疏は摂律儀戒・摂善法戒・摂衆生戒を「三聚戒」と表記しているが、本論においては表現を統一するため「三聚浄戒」の呼称を用いる。なお「三聚浄戒」は新訳である。

名称を見れば、①釈名は五重玄義の第一釈名に当たると考えられるが、その中の①-3階位において藏・通・別・円の化法の四教を論じており、五重玄義の第五判教に相当すると見られるため、対応関係は複雑である。戒体の議論である②出体は五重玄義の第二弁体に当たるといえよう。一方、五重玄義の第三明宗、第四論用は、三重玄義の中にはっきりとは見出せない。こうした中で古来、三重玄義と五重玄義を会通する試みがさまざまな末注等で行われてきた<sup>8</sup>。

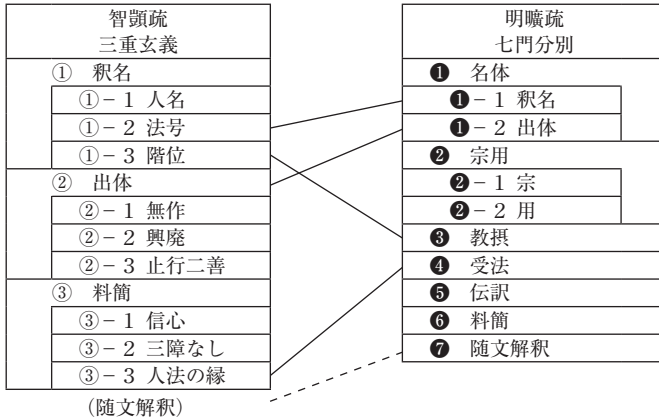
次に、明曠疏の七門分別は以下の通りである。

明曠疏 七門分別		五重玄義との対応
① 名体		
①-1 釈名	三聚淨戒、『大智度論』の十種戒	釈名
①-2 出体		弁体
② 宗用		
②-1 宗		明宗
②-2 用		論用
③ 教撰	藏・通・別・円、五時	判教
④ 受法	十二門戒儀	
⑤ 伝訳		
⑥ 料簡	五つの問答	
⑦ 随文解釈		

五重玄義と比較すれば、明曠疏の①名体における①-1 釈名と①-2 出体が、それぞれ五重玄義の釈名、弁体と対応しているように考えられる。また②宗用は、五重玄義の明宗、論用に当たるとも明らかであろう。さらに③教撰は判教に関係するものである。こうして見れば、七門分別の①名体から③教撰において五重玄義を完備しているといえよう。

これらを踏まえて、智顛疏の三重玄義と明曠疏の七門分別を比較する。

8 北塔2009は、日本最古の智顛疏の末注である円琳(1190?)の『菩薩戒義疏鈔』が紹介する先学の諸説および円琳の自説を挙げ、「五重と三重の違いに問題はない」(p. 165)と述べている。



まず智顛疏の①積名が明曠疏の①-1 積名と対応しそうであるが、名称は同じでも、智顛疏の①積名には階位が含まれているため、明曠疏の①-1 積名と同等ではない。実際に内容を見れば、智顛疏の①-1 人名においては「菩薩」を解釈し、①-2 法号においては「戒」の意義から小乗由来の三種戒や三聚浄戒、『大智度論』の十種戒を論じている。明曠疏の①-1 積名は「戒」の一字を解釈し、三聚浄戒と『大智度論』の十種戒を扱う。よって明曠疏の①-1 積名に対応しているのは、智顛疏の①-2 法号となろう。

智顛疏の①-3 階位は化法の四教を論じ、明曠疏においては③教撰が四教を取り上げているため、両者の対応は明らかである。

なお、五重玄義における積名とは、たとえば『法華玄義』が『妙法蓮華経』の題を解釈しているように経題積を指すものであるが、智顛疏と明曠疏はどちらの積名も『梵網経』の題（『梵網経盧舎那仏説菩薩心地戒品第十』など）の解釈を行っていない。智顛疏は三重玄義に入る前の序と随文解釈の冒頭、明曠疏は七門分別に先立つ序の中に経題積を置いている<sup>9</sup>。

9 大津2019a。なお、智顛疏の人名と法号を合わせれば「菩薩戒」の字を釈していることになるが、智顛には「菩薩戒」という名で『梵網経』を指す記述もある。『釈禪波羅蜜次第法門』巻第二、「如菩薩戒中所説」（T46, 485c20-21）などを参照。

次に、智顓疏の②出体は戒体を論じており、それは明曠疏が戒体を説明する①-2出体に対応する。ただし、智顓疏は②-1無作において無作の有無を論じ分け、②-2興廢や②-3止行二善といった内容を詳説するが、明曠疏にそれらの論は見られない。

また、智顓疏の③料簡のうち、③-3人法の縁において菩薩戒を授ける六つの戒儀を列挙している。明曠疏においては④受法が戒儀を説明しているため、両者が対応する。③-1信心、③-2三障なしについては、明曠疏にまとまった形では継承されていない。これらのことから、明曠疏は智顓疏の三重玄義をすべて収めている訳ではないことが分かる。

また、明曠疏の②宗用は智顓疏には見られない議論である。⑤伝訳についてはわずかな内容が智顓疏の③-3人法の縁に存在するが、両者が対応しているとは言い難い。そして明曠疏の⑥料簡は五つの問答を設定し、それまでの議論について補足説明をしており、智顓疏の③料簡とは意味合いが異なる。明曠疏は⑦随文解釈を七門分別の中に立てているが、智顓疏は三重玄義に含まず、その後に随文解釈を置いている。

以上の比較を通して明らかなのは、明曠が智顓疏をもとにしつつも五重玄義の構造を七門分別に取り込んでいることであろう。名体宗用教の次第をそのまま七門分別の①-1釈名、①-2出体、②-1宗、②-2用、③教撰として順に立てていることにその意図が表れている。

本論の冒頭で述べた通り、明曠疏には、先学の説と相違しないために智顓の説を根本とし、欠けている部分を補うために諸家の説を参考に取り入れるという方針がある。よって以下の点を考察する必要があるだろう。

- I 智顓疏と対応していると見られる明曠疏の①名体、③教撰、④受法、⑦随文解釈について、智顓疏の説をそのまま受容しているのか、または解釈を変えているのか。
- II 智顓疏と対応していないと見られる②宗用、⑤伝訳、⑥料簡について、明曠独自の解釈なのか、他の天台関係の著作や諸家からの依用なのか。本論においては上記Iのうち、明曠疏の①-1釈名と智顓疏の①-2法号

の関係を検討する。なお④受法についてはすでに論じており<sup>10</sup>、残りについては稿を改めたい。

### 3. 明曠疏の積名の考察

#### 3. 1. 戒の意義

明曠疏が積名において『梵網經』の題を解釈していないのは、七門分別に先行する序において経題積を行っているからであり、また、智顛疏の積名においても正式な経題の解釈を行っていないことに依ったためと考えられる。実際、明曠が積名で取り上げるのは「戒」の一字であり、智顛疏の積名のうち法号において取り上げているのも「戒」の意義である。ただし両者においてその説明には差異がある。内容を順に検討していきたい(以下、智顛疏と明曠疏の比較においては、一致する箇所に下線を付す)。

智顛疏卷上 (T40, 563b7-15)	明曠疏卷上 (T40, 580c19-22)
次辨法号、即是戒義。梵音尸羅。大論云秦言性善。亦云清涼。以其能止破戒熱惱、從能得名。亦云波羅提木叉。諛言保解脫。又名淨命。亦言成就威儀、無所受畜。未來生處、離三惡道、淨土受形、能止邪命、 <u>防非止惡</u> 。亦言戒是約義訓義。復言勸義禁義。並是隨義立名。大經云、如仏禁無常、汝猶說者、即破仏禁、舌則墮落。又云、是人所有禁戒、皆不具足、尚不能得二乘菩提。況無上道。	初積名者、 <u>戒之一字也</u> 。梵言尸羅。亦云毘尼、 <u>波羅提木叉</u> 等。此云清涼。滅三惑之過、 <u>保得解脫也</u> 。今言戒者、 <u>能防三業、止三惑非</u> 、故得名也。

智顛疏においては、戒のさまざまな呼称を述べ、その由来となる「破戒の熱惱を止めることができる」といった戒の機能などを示している。一方、明

10 大津2020aを参照。

曠疏は、智顛疏の内容を受けてはいるものの、呼称の一部のみを挙げ、戒の意義を「いま戒と言うのは、[身口意の]三業の[非を]防ぎ<sup>11</sup>、三惑の非を止めることができるので、[戒と]名づけられるのである（今言戒者、能防三業、止三惑非、故得名也）」と示している。つまり両著は、戒の基本的なはたらきである防非止悪の意義を述べる点において一致するが、明曠疏は三業を対象とすることを提示している。

戒と三業の関係について智顛疏は別の箇所において、「声聞の七衆の戒は、すべて律儀戒である。[戒の]本体はただ身口の二業の悪を止めるだけである。菩薩の律儀は、三業をすべて防ぐ（声聞七衆戒、皆是律儀戒。体但止身口二悪。菩薩律儀、備防三業）」<sup>12</sup>として、小乗由来の声聞戒は身口の二業、大乘の菩薩戒は三業を範囲とすることに差異を見出している。対して明曠疏は、七門分別の第六料簡において、「律儀が三業を防御するという意義の面を、菩薩戒と名づける（律儀防禁三業義辺、名菩薩戒）」<sup>13</sup>と菩薩戒の律儀が三業にわたることを述べつつ、「大[乗]・小[乗]の律儀は、ともに三業を制御する。自行と化他の違いがあるので、大乘・小乗の名がついている。小乗の戒はもし心を制御しないなら、方便の[偷] 蘭[遮]や[突] 吉[羅]はどうやって成立するのか（大小律儀、俱制三業。自行化他之異、故得大小乘名。小戒若不制心、方便蘭吉從何而立）」<sup>14</sup>としており、小乗戒も三業を対象とする説を示している。智顛からの発展という観点で捉えれば、もともと三業を対象とする菩薩戒に対して、小乗の戒も三業にわたるものと解釈したことにより、大乘の菩薩戒の立場において小乗由来の戒を包摂したと考えることができよう。明曠疏の釈名が戒を論じるに当たり、三業の非を防ぐことにその特徴を見ているのであれば、ここにおいて論じるのは大乘の戒が前提であることを示してい

11 「防三業」は、「三業の非を防ぐ」とともに、「三業を守る」とも解釈できる。

12 智顛疏卷上（T40, 567a18-19）を参照。「菩」の字について、大正蔵の原本は「善」とするが、甲本は「菩」としており、甲本に基づいて改める。

13 明曠疏卷上（T40, 584b13-14）。

14 明曠疏卷上（T40, 584a20-22）。

ると言える。

それを裏付けするのが、上掲の文に続く内容である。智顛疏は小乗由来の三種戒(律儀戒・定共戒・道共戒)を説明し、菩薩戒にもこの三種戒があると述べて小乗と大乘に共通すると解釈している<sup>15</sup>。一方、明曠疏は小乗由来の三種戒にまったく触れない。小乗に基づく戒から論じる智顛疏に対して大乘の立場を鮮明にしている明曠疏、という傾向がうかがえる。

### 3. 2. 三聚浄戒

智顛疏は小乗由来の三種戒に続いて三聚浄戒を論じ、明曠疏は前項の戒の意義に関する内容に続いて三聚浄戒に言及する。

智顛疏卷上 (T40, 563b26-c8)	明曠疏卷上 (T40, 580c22-29)
<p>若撰律儀、撰善法、撰衆生、此三聚戒名、出方等地持、不道三蔵。大士律儀、通止三業。今從身口相顯、皆名律儀也。撰善者、於律儀上、起大菩提心、能止一切不修善事、勤修諸善、滿菩提願也。撰生者、菩薩利益衆生有十一事。皆是益物、広利衆生也。戒品広列菩薩一切戒竟、総結九種戒、皆為三戒所撰。律儀皆令心住。撰善自成仏法。撰生成就衆生。此三撰大士諸戒尽也。瓔珞経云、律儀戒謂十波羅夷。撰善謂八万四千法門。撰生謂慈悲喜捨、化及衆生、令得安樂也。</p>	<p>大而言之、不出四弘三聚。成道知法、即撰善法。誓断煩惱、即撰律儀。願度衆生、即撰衆生。況一一誓三聚具足。況一一戒備此三心。如持不殺、止惡不生、遍体離染、即撰律儀、法身因也。制行善等、知法証真、感報自存、即撰善法、報身因也。止惡行善、慈悲為本、四悉利物、即撰衆生、応身因也。</p>

15 智顛疏卷上、「今言戒者、有律儀戒、定共戒、道共戒。此名原出三蔵。律是遮止。儀是形儀。能止形上諸惡、故称为戒。亦曰威儀。威是清嚴可畏。儀是軌範行人、肅然可畏。亦曰調御。使心行調善也。定是靜撰。入定之時、自然調善、防止諸惡也。道是能通。発真已後、自無毀犯。初果耕地、蟲離四寸、道共力也。此二戒法、既是心上勝用力。能発戒、道定与律儀並起。故称为共。薩婆多説、律儀戒、禪戒、無漏戒。此名雖出三蔵、今菩薩戒善、亦有此三。若要誓所得、名曰律儀、若菩薩定共道共、皆止三業、通称戒也」(T40, 563b15-26)を参照。



智顛疏と明曠疏は、異なる表現によって三聚浄戒を説明している。智顛疏は三聚浄戒のそれぞれを『菩薩地持経』をもとに説明し<sup>16</sup>、三聚浄戒は大士（菩薩）のさまざまな戒を包摂し尽くすものであると述べた上で、『菩薩瓔珞本業経』の三聚浄戒の文を引用している<sup>17</sup>。『菩薩地持経』と『菩薩瓔珞本業経』の説明を並記しているが、どちらを用いるかというような議論はない。いわば、三聚浄戒に対して独自の意味づけは行っていないのである。なお、智顛は三大部をはじめ他の著作において三聚浄戒を論じることがほとんどない<sup>18</sup>。

対して明曠疏は、三聚浄戒の基本的な説明を行わず、菩薩の四弘誓願および法・報・応の三身と対応させて論じていることに特徴がある。まず、前項の文に続く形で、「大まかにこれ（戒）を言えば、四弘〔誓願〕と三聚〔浄戒の範疇〕から出ない（大而言之、不出四弘三聚）」<sup>19</sup>と述べ、四弘誓願と三聚浄戒に言及して、あくまで大乘の立場から論じることを明示する。三聚浄戒が大乘の諸戒を包摂するという意味においては、智顛疏と同じである。そこに加

---

16 『菩薩地持経』卷第四、戒品、「一切戒復有三種。一者律儀戒。二者撰善法戒。三者撰衆生戒。律儀戒者、謂七衆所受戒。比丘、比丘尼、式叉摩尼、沙弥、沙弥尼、優婆塞、優婆夷、在家出家、隨其所應、是名律儀戒。撰善法戒者、謂菩薩所受律儀戒、上修大菩提、身口意業、是名略説一切撰善法戒。……撰衆生戒者、略説有十一種。……」（T30, 910b6-25）、卷第五、戒品、「自性等九種戒、当知三戒所撰。所謂律儀戒、撰善法戒、撰衆生戒。又復三種。略説能為菩薩三事。一者律儀戒、能令心住。二者撰善法戒、自成仏法。三者撰衆生戒、成就衆生。是名菩薩一切事」（T30, 918b1-5）を参照。

17 『菩薩瓔珞本業経』卷下、大衆受學品、「今為諸菩薩結一切戒根本、所謂三受門。撰善法戒、所謂八万四千法門。撰衆生戒、所謂慈悲喜捨、化及一切衆生、皆得安樂。撰律儀戒、所謂十波羅夷」（T24, 1020b29-c3）を参照。

18 平川（1997, 22）は「三聚浄戒は、次第禪門・摩訶止観・法華玄義等の戒を説く中には言及されていない。ただ菩薩戒義疏には、かなり詳しく説かれている。しかし菩薩戒義疏に説かれるならば、摩訶止観等でも取り上げられてよさそうに思うのであり、その点が不審である」と述べる。ただし証真の『止観私記』が引用した原初形態に近い『止観』第二本の文は、三聚浄戒による『大智度論』の十種戒の分類を述べている。『止観私記』卷第四（仏全22, 932a7-8）を参照。

19 明曠疏卷上（T40, 580c22-23）。

えた四弘誓願・三身との対応は、以下の通りである<sup>20</sup>。

三聚浄戒	四弘誓願	三身
摂律儀戒	煩惱無数誓願断（誓断煩惱）	法身の因
摂善法戒	仏道無上誓願成（成道）・法門無尽誓願知（知法）	報身の因
摂衆生戒	衆生無辺誓願度（願度衆生）	応身の因

こうした解釈は智顛疏には存在しないが、三聚浄戒と三身の関係は道宣に見られ<sup>21</sup>、法蔵からも継承したと指摘されている<sup>22</sup>。そこに明曠が四弘誓願を対応させたことにより、三聚浄戒が菩薩の自行化他にわたる実践そのものであることを明らかにしたと考えられる。またそれぞれが三身の「因」とすることにより、四弘誓願に基づく三聚浄戒の実践が仏果に至る因そのものであることを示していることになる。明曠はさらに、一つ一つの誓願に三聚が具足し、一つ一つの戒に三聚浄戒の心がそなわると述べ、具体的に不殺生戒を例に挙げて、その様相を説明している。

このように、いわば客観的に三聚浄戒を説明している智顛疏とは対照的に、明曠疏は道宣以来の三聚浄戒と三身の関係を取り込みつつ、四弘誓願を対応させることにより三聚浄戒を戒の中心に据えているのである。

### 3. 3. 『大智度論』の十種戒

三聚浄戒に続いて、智顛疏も明曠疏も『大智度論』の十種戒を論じていく。

20 四弘誓願の個々の表記は、七門分別の第四受法に基づく。明曠疏卷上、「一者衆生無辺誓願度、度十界衆生故。二者煩惱無数誓願断、断十界三惑故。三者法門無尽誓願知、即惑成智故。四者仏道無上誓願成、即生成滅故」(T40, 583a5-9)を参照。

21 『釈門婦敬儀』卷上、「戒本有三。三身之本。一律儀戒、謂断諸惡、即法身之因也。……二摂善法戒、謂修諸善、即報身之因也。……三摂衆生戒、即慈濟有心、功成化仏之因也」(T45, 856b27-c2)を参照。

22 石田(1986b, 24-25)、小寺(1973, 452)を参照。

智顓疏卷上（T40, 563c8-26）	明曠疏卷上（T40, 580c29-581a20）
<p>大論戒品列十種戒。一不欠。二不破。三不穿。四不雜。五隨道。六無著。七智所讚。八自在。九隨定。十具足。義推此十。</p> <p>不欠者、持於性戒性重、清淨如護明珠。若毀犯者、如器已欠、仏法辺人也。</p> <p>不破者、持於十三。無有破損也。</p> <p>不穿者、波夜提等。若有所犯、如器穿漏。不堪受道也。</p> <p>不雜者、持定共戒。雖持律儀、念破戒事、名之為雜。定共持心、欲念不起。大經云、言語嘲調、壁外釧声、男女相追、皆汚淨戒也。</p> <p>隨道者、隨順諦理、能破見惑也。</p> <p>無著者、見真成聖、於思惟惑、無所染著。此兩約真諦持戒也。</p> <p>智所讚戒、自在戒、約菩薩化他。為仏所讚。於世間中、而得自在。此約俗諦論持戒也。</p> <p>隨定、具足兩戒、即是隨首楞嚴、不起滅定、現諸威儀、示十法界像、導利衆生。雖威儀起動、任運常淨、故名隨定戒。前來諸戒、律儀防止、名不具足。中道之戒、無戒不備、故名具足。用中道慧、遍入諸法、故名具足。此是持中道第一義諦戒也。</p>	<p>此三聚戒、依大智度論、義通十種。</p> <p>一不欠。謂持十善性戒乃至十重。若毀欠者、無堪受用。</p> <p>二不破、三不穿。即四十八輕。若毀犯者、如器破裂、及穿漏也。</p> <p>四不雜念。即欲念不起也。</p> <p>五隨道、六無著。謂見真諦理、離三界內見思惑也。</p> <p>七智所讚、八自在。此約菩薩利他。為智人所讚。</p> <p>九隨定、十具足。約証中道。首楞嚴禪、不起滅定、現威儀、示十界身、隨形化物也。</p> <p>此之十種、禁防三業、通得名戒。軌運身心、至涅槃岸、又総名乘。故有人天等五乘差別。今之所持、約事達理、一刹那心、十戒具足。事持前四、因縁為境。理持後六、了境仏性。中道常住、体唯一心、具含凡聖依正因果。雖具而空、無非法界。名之為觀。即一心三觀。空即空觀、觀性真諦。持於道共、無著兩戒。具即假觀、觀性俗諦。持於智讚、自在兩戒。法界仏性、即是中觀、觀性中道第一義諦。持於隨定、具足兩戒。故中論云、因縁所生法、我說即是空、</p>

亦名為假名、亦是中道義。境智俱心、能所冥一。一而不一、四六宛然。即約名字觀行位初、俱持十戒、名為菩薩。

『大智度論』の十種戒とは、智顛が前期時代の著作である『釈禪波羅蜜次第法門』から一貫して用いている戒の体系である。『大智度論』に説かれた菩薩の諸戒をもとにしているが、内容には発展があり、智顛が独自に解釈したものといえる<sup>23</sup>。そして智顛の諸著作の間には明らかな差異が見られる<sup>24</sup>。

まず智顛疏における『大智度論』の十種戒は、下記の『摩訶止観』を略して取り込んだことが明らかである（下記の引用における下線は智顛疏との一致を指す）。

『摩訶止観』卷第四上 (T46, 36a14-c19)

列名者、經論出處甚多。且依釈論、有十種戒。所謂不欠、不破、不穿、不雜、隨道、無著、智所讚、自在、隨定、具足。……

二明持者、此十種戒、攝一切戒。不欠戒者、即是持於性戒乃至四重、清淨守護、如愛明珠。若毀犯者、如器已欠、無所堪用。仏法迦人、非沙門釈子。失比丘法、故稱為欠。不破者、即是持於十三。無有破損、故名不破。若毀犯者、如器破裂也。不穿者、是持波夜提等也。若有毀犯、如器穿漏。不能受道、故名為穿。不雜者、持定共戒也。雖持律儀、念破戒事、名之為雜。定共持心、欲念不起、故名不雜。如大經云、雖不与彼女人身合、而共言語嘲調、壁外釧声、見男女相追、皆汚淨戒。十住婆沙云、雖制其事、而令女人洗拭按摩、染心共語相視。或限爾許日持戒。或期後世富樂天上自恣。皆名不淨。若持不雜戒、悉無此等念也。隨道者、隨順諦理、能破見惑。無著戒者、即是見真成聖、於思惟惑、無所染著也。以此兩戒、約真諦持戒也。智所讚戒、自在戒、則約菩薩化他。為仏所讚。於世間中、而得自在。是約俗諦論持戒也。隨定、具足兩戒、即是隨首楞嚴定、不起滅定、現諸威儀、示十法界像、導利衆生。雖威儀起動、而任運常靜、故名隨<sup>25</sup>定戒。前來諸戒、律儀防止、故名不具足。中道之戒、無戒不備、故名具足。此是持中道第一義諦戒也。用中道慧、遍入諸法。

23 利根川(1974, 171)、福島(1980, 5-6)、平川(1997, 20)、阿(2004, 58)を参照。

24 大津2019bを参照。

25 大正藏は「墮」とするが、文意により「隨」に改める。

それぞれの十種戒を図示すると、次の通りである<sup>26</sup>。

▼『摩訶止観』の十種戒

不欠戒	性戒から四重禁まで	}	律儀戒	}	凡夫	}	藏教		
不破戒	僧残								
不穿戒	波夜提など								
不雜戒	欲念が起こらない	}	定共戒	}					
隨道戒	見惑を破る								
無著戒	思惟の惑に執着しない	}	真諦	}	聖人、二乗	}	空觀	}	通教
智所讚戒	化他 仏に讃嘆される								
自在戒	化他 世間において自在	}	俗諦	}	菩薩	}	假觀	}	別教
隨定戒	首楞嚴定に隨う 衆生を導く								
具足戒	すべての戒を具える	}	中道第一義諦	}		}	中觀	}	円教

▼ 智顛疏の十種戒

不欠戒	性戒・性重	}	定共戒
不破戒	僧残		
不穿戒	波夜提など		
不雜戒	欲念が起こらない	}	真諦
隨道戒	見惑を破る		
無著戒	思惟の惑に執着しない	}	俗諦
智所讚戒	化他 仏に讃嘆される		
自在戒	化他 世間において自在	}	中道第一義諦
隨定戒	首楞嚴定に隨う 衆生を導く		
具足戒	すべての戒を具える		

26 明曠疏の第四「不雜念」は、「不雜戒」として『摩訶止観』や智顛疏に合わせた。

▼ 明曠疏の十種戒

不欠戒	十善性戒から十重まで				
不破戒	} 四十八軽				
不穿戒					
不雜戒	欲念が起こらない				
隨道戒	} 見思惑から離れる	} 空	} 空觀	} 性の真諦	
無著戒					
智所讚戒	} 利他 智人に讚嘆される	} 具	} 假觀	} 性の俗諦	
自在戒					
隨定戒	} 首楞嚴禪 衆生を教化	} 法界仏性	} 中觀	} 性の中道第一義諦	
具足戒					

智顛疏の十種戒は『摩訶止観』を踏襲しており、独自性は見られない。一方、おおむね智顛疏に基づいていると考えられる明曠疏だが、両著には、はっきりとした差異も存在する。

第一に、律儀戒とされる不欠・不破・不穿の前三戒について、『摩訶止観』・智顛疏は五篇(小乗由来の具足戒)によって説明していたところを、明曠疏は『梵網経』の十重四十八軽戒によって解釈していることである。これは、『摩訶止観』が小乗・大乘のあらゆる戒を十種戒により包摂する意図があるのに対し、明曠疏はあくまで菩薩の三聚浄戒を十種戒に対応させて論じているために生じたものである。明曠に小乗の具足戒を排除する狙いはなく、明曠疏全体で見れば大乘・小乗の戒を等しく持つべきであると論じていると考えられる<sup>27</sup>。

第二に、『摩訶止観』や智顛疏は不欠戒の中に「性戒」を含めたが<sup>28</sup>、明曠疏は「十善性戒」として、より具体的に言及していることである。『摩訶止観』は十善も性戒(尸羅)の一つであることを論じているが<sup>29</sup>、「十善性戒」という表

27 大津2019cを参照。

28 智顛における性戒については、大津2020bを参照。

29 『摩訶止観』卷第四上、「此十通用性戒為根本。大論云、性戒者、是尸羅、身口等八種。謂身三口四、更加不飲酒、是浄命防意地。又云、十善是尸羅。仏不出世、世常有之、故

現はない。一方、智顛の他の著書の中で「十善性戒」と明記しているのは『法華玄義』である。『大般涅槃經』聖行品に説かれている大乘の菩薩の諸戒を『法華玄義』が戒聖行として論じ、十善性戒を律儀戒の一部として持つことを明らかにしている<sup>30</sup>。よって明曠は、『法華玄義』が大乘の菩薩の戒を論じていることに着目して「十善性戒」の表現を取り込んだと考えられる。

そして第三に、明曠疏は十種戒の一つ一つの戒を説明した後に、戒と乗、事と理、三観などと十種戒との関係を論じていることである。これらは『摩訶止観』で解釈されているものであるが、智顛疏は言及していない。

第一、第二の点は、明曠疏がもっぱら大乘の立場から戒を論じていることによるものと分かる。では、第三の点はどうかであろうか。智顛疏が論じていない内容を、あえて『摩訶止観』から取り込んだこの部分にも、明曠の意図が表れていると考えられる。以下、具体的に検討していきたい。

#### 4. 『摩訶止観』との比較

##### 4. 1. 戒・乗と事・理

『摩訶止観』は「犯戒の相を明かす」の中において次のように述べている。

今明十戒持犯不定。若通論動出、悉名為乘。故有人天等五乘。通論防  
止、悉名為戒。故有律儀、定共、道共等戒。若就別義、事戒三品、名之為戒。  
戒即有漏、不動不出。理戒三品、名之為乘。乘は無漏、能動能出。（『摩訶  
止観』卷第四上、T46, 39a5-10）

いま十[種]戒の持つことと犯すことが定まっていないことを明らか

---

名旧戒」(T46, 36a17-20)を参照。

30 『妙法蓮華經玄義』卷第三下、「因是持戒、具足根本業清淨戒、前後眷属余清淨戒、非諸惡覚清淨戒、護持正念念清淨戒、廻向具足無上道戒。根本者、十善性戒、衆戒根本、為無漏心持、故言清淨」(T33, 716c26-29)を参照。

にする。もし[十種戒について]共通して[三界からの]動出という点で論じれば、[十種戒を]すべて乗と名づける。よって人・天等の五乗が存在するのである。共通して[非や悪を]防ぎ止める点で論じれば、すべて戒と名づける。よって律儀・定共・道共等の戒が存在するのである。もし個別の意義に基づけば、事戒の三品を、戒と名づける。戒は有漏であり、[三界から]動かず出ない。理戒の三品を、乗と名づける。乗は無漏であり、[三界から]動くことができ出ることができる。

通と別に分けて戒・乗を説明している。十種戒は共通して、すべて戒であり、すべて乗でもある。別しては、事戒が戒であり理戒が乗であるとする。この事戒と理戒の区別は、この文に先立つ箇所において論じられており<sup>31</sup>、それぞれに三品が立てられている。概して、事戒は三界の範囲、理戒は空仮中の三品からなり二乗から仏に到る範囲である。これを十種戒に当てはめれば事戒(戒)は前四戒(不欠・不破・不穿・不雑)、理戒(乗)は後六戒(隨道・無著・智所讚・自在・隨定・具足)となる。また『摩訶止観』は、戒と乗を急(熱心)と緩(怠慢)で区別する四句分別を行っている。なおこの四句分別は、『大般涅槃經』において乗と戒が緩であるかどうかという議論<sup>32</sup>に基づいている。

31 『摩訶止観』卷第四上、「又知持事戒有三品。上品得天報、中品得人報、下品得修羅報。犯上退天、犯中退人、犯下退修羅、入三惡道。惡道又三品。輕者入餓鬼道、次者入畜生道、重者入地獄道。中品又多種。上中下下下即四天下也。上品又多種。謂三界諸天各有品秩也。又持理戒空假中三品。各有上中下。即空三品者、下品為聲聞、中品為緣覺、上品為通教菩薩。退則伝伝失也。即假三品者、下品為三藏菩薩、中品為通教出假菩薩、上品為別教菩薩。即中三品者、下品為別教菩薩、中品円教菩薩、上品是仏。唯仏一人、具淨戒也。又下品為五品、中為六根清淨、上入初住。此略就觀心、判其階差。中道觀心、即是法界摩訶衍。遍撰一切法。可以意得。不復煩文也。……若事中恭謹精持四戒、而其心雜念、事亦不牢。猶如坯瓶。遇愛見惡、則便破壞。若能觀心六種持戒、理觀分明、妄念不動。設遇惡緣、堅固不失。理既不動、事任運成。故淨名云、其能如是、是名善解、是名奉律、正意在此也」(T46, 37c19-38a15)を参照。

32 『大般涅槃經』(南本)卷第六、四依品、「善男子、於乘緩者、乃名為緩、於戒緩者、不名為緩。菩薩摩訶薩、於此大乘心不懈慢、是名奉戒。為護正法、以大乘水、而自深



一方、明曠疏はこれらを前提として、以下のように述べる。

此之十種、禁防三業、通得名戒。軌運身心、至涅槃岸、又総名乗。故有人天等五乗差別。今之所持、約事達理、一刹那心、十戒具足。事持前四、因縁為境。理持後六、了境仏性。（明曠疏卷上、T40, 581a8-11）

この十種は、[身口意の]三業[の非]をいましめ防ぐので、共通して戒と名づけることができる。[戒が]軌道となって身と心を運んで、涅槃の岸に至るので、また[十種戒を]まとめて乗と名づける。よって人・天等の五乗の差異がある。いま持つ[戒]は、事に焦点を合わせて理に達し、一刹那の心に、十[種]戒は具足している。事の持[戒]は前の四つであり、因縁[によって生じる法]を[観察の]対境とする。理の持[戒]は後の六つであり、[観察の]対境の仏性を理解する。

十種戒が共通して戒であり乗であるとするが、ここでは戒と乗によって十種戒を分ける『摩訶止観』の「別」の説を示さない。そして、持つ戒については事によって理に到達し、一瞬の心に十種戒が具足しているという。つまり、事戒を持つことによって理戒も含めて十種戒すべてを具足することができる」と強調するために、明曠は戒・乗の「通」の意味のみを示していると考えられる。

また明曠は、事戒に当たる前四戒は、因縁によって生じる存在を観察の対境とするとし、理戒に当たる後六戒は、その対境の仏性を理解すると述べている。十種戒を前四・後六で分け、それぞれ事戒・理戒に対応させるのは『摩訶止観』と同様である。

#### 4. 2. 三観・三諦

十種戒を三観・三諦に配する『摩訶止観』の説は以下の通りである。

理観観心論持戒者、具能持得上十戒也。先束十戒為四意。前四戒、但是因縁所生法、通為観境。次二戒、即是観因縁生法即空、空観持戒也。次兩戒、観因縁即是仮、仮観持戒也。次兩戒、観因縁生法即是中、中観持戒也。……次観善悪因縁所生心即空者、……防止思惑、善順真諦、是名観因縁心即空持二種戒也。次観因縁心即是仮者、……如此仮観、防止無知、善順俗理。防辺論止、順辺論観。即是仮観持兩戒也。次観因縁生心即中者、……如是観心、防止二辺無明諸悪、善順中道一実之理、防辺論止、順辺論観。此名即中而持兩戒也。(『摩訶止観』卷第四上、T46, 37a4-b19)

理観の観心について持戒を論じれば、すべて先述の十[種]戒をよく持つことができるのである。まず十[種]戒をまとめて四つの意とする。前の四戒(不欠・不破・不穿・不雜)は、ただ因縁によって生じる法について、共通して観察の対境とする。次の二戒(隨道・無著)は、因縁によって生じる法が空であると観察し、空観の持戒である。次の兩戒(智所讚・自在)は、因縁[によって生じる法]が仮であると観察し、仮観の持戒である。次の兩戒(隨定・具足)は、因縁によって生じる法が中であると観察し、中観の持戒である。……次に善悪の因縁によって生じる心が空であると観察するとは、……思惑を防ぎ止め、よく真諦にしたがうことは、因縁[によって生じる]心が空であると観察して二種戒(隨道・無著)を持つと名づけるのである。次に因縁[によって生じる]心が仮であると観察するとは、……このような仮観は、無知[惑](塵沙惑)を防ぎ止め、よく俗の理にしたがい、防ぐ側面によって止を論じ、したがう側面によって観を論じる。これは仮観によって兩戒(智所讚・自在)を持つことである。次に因縁によって生じる心が中であると観察するとは、……このような観心は、二辺の無明の諸悪を防ぎ止め、よく中道一実の

理にしたがい、防ぐ側面によって止を論じ、したがい側面によって観を論じる。これは中〔観〕によって両戒（隨定・具足）を持つと名づけるのである。

これによって理戒の六戒のうち、隨道戒・無著戒が空觀・真諦、智所讚戒・自在戒が仮觀・俗理（俗諦）、隨定戒・具足戒が中觀・中道一実の理（中道第一義諦）に対応することが示された。

これを踏まえて、明曠疏は以下の通り述べている。

中道常住、体唯一心、具含凡聖依正因果。雖具而空、無非法界。名之為觀。即一心三觀。空即空觀、觀性真諦。持於道共、無著兩戒。具即假觀、觀性俗諦。持於智讚、自在兩戒。法界仏性、即是中觀、觀性中道第一義諦。持於隨定、具足兩戒。……境智俱心、能所冥一。一而不一、四六宛然。即約名字觀行位初、俱持十戒、名為菩薩。（明曠疏卷上、T40, 581a12-20）

中道は常住であり、〔戒〕体はただ一つの心であり、凡と聖の依〔報〕・正〔報〕の因果をすべて含んでいる。具えているけれども空であり、法界でないものはない。これを觀と名づける。つまり一心三觀である。空は空觀であり、性の真諦を觀察する。道共（隨道）<sup>33</sup>・無著の兩戒を持つ。具は假觀であり、性の俗諦を觀察する。智〔所〕讚・自在の兩戒を持つ。法界の仏性は、中觀であり、性の中道第一義諦を觀察する。隨定・具足の兩戒を持つ。……境・智はともに心であり、主体と客体は一体である。一つであるが一つではなく、〔事の〕四〔戒〕と〔理の〕六〔戒〕はそっくりそのままである。つまり名字〔即〕・觀行〔即〕という位の初めに焦点を

33 明曠疏と智顛疏は、十種戒の中に「道共（戒）」を位置づけていないが、文意および『摩訶止観』における十種戒の内容から、この道共（戒）は第五の隨道戒を指すと考えられる。『摩訶止観』卷第二下、「能如是觀身口七支淨若虛空、是持不欠不破不穿三種律儀戒。破四運諸惡覺觀、即持不雜戒也。不為四運所亂、即持定共戒也。四運心不起、即持道共戒也。分別種種四運無滯、即持無著戒也。……」（T46, 17a2-7）を参照。

合わせて、すべて十[種]戒を持つ者を、菩薩と名づける。

十種戒の分類としては『摩訶止観』と同様に、隨道戒・無著戒が空觀・真諦、智所讚戒・自在戒が假觀・俗諦、隨定戒・具足戒が中觀・中道第一義諦となっている。

『摩訶止観』と異なる解釈は、戒体としての心に凡聖の依正の因果をすべて具えているけれども空であり、法界でないものはないと説明した上で、それらを空・具・法界の仏性として立て空・假・中に対応させており、さらには前項の文に続いてここでも仏性に言及する点である。このような戒と仏性を結ぶ議論は、智顛疏や智顛の各著作に明示されていない。そもそも『梵網經』には「仏性戒」<sup>34</sup>との表現がある。明曠疏は「仏性常住」<sup>35</sup>から書き起こし、「菩薩大士は、仏性を心とする(菩薩大士、仏性為心)」<sup>36</sup>と述べているように、明曠は仏性への関心を随所で見せている。

また、『法華經』に明らかにされた仏意に基づいて円教の立場から『梵網經』を注釈する<sup>37</sup>という明曠は、智顛疏が基本的な十種戒の説明にとどまっているのに対して、三觀や三諦の円融相即を明示している。三諦の一つ一つに「性」の字を付したのも、三諦それぞれが本来そなわっているものであるとして、円融三諦に関連させた表現であると考えられる。こうした円教の立場を鮮明にする姿勢は、『摩訶止観』が十種戒を四教に分類した説<sup>38</sup>については明曠疏が踏襲していない点にも端的に表れているといえよう。

---

34 『梵網經』卷下(T24, 1003c24)。

35 明曠疏卷上(T40, 580b8)。

36 明曠疏卷中(T40, 591a26)。

37 明曠疏卷上、「法華正明仏意、卷権帰実、唯一円乘。……今従仏意、円教消釈」(T40, 581c15-20)を参照。

38 『摩訶止観』卷第七上、「若三藏正業等、乃是慎護威儀、不破不欠不穿不雜。通教正業等、不得身口、即事而真、乃是隨道無著等戒。別教正業等、乃是智所讚自在等戒。円教正業等、皆觀法性、即是具足等戒」(T46, 92a18-22)を参照。

## 5. むすび

智顓疏を根本としつつ、ある箇所は削り、ある箇所は補うという明曠疏の撰述態度は、とくに補った内容は何かを見ることによって、明曠の関心が明らかになる。智顓疏が三重玄義を取り、五重玄義を踏襲しなかったのに対し、明曠が七門分別にそれを取り込んだことは、五重玄義によって『梵網經』を注釈し直そうとしたと考えられる。また明曠疏の釈名については、經題解釈を行わずに「戒」の一字のみを論じている点が智顓疏の法号と同様であるが、大乘の立場、さらに円教によって論じる姿勢が智顓疏よりも徹底している。その一つの証しが、小乗由来の三種戒にまったく触れていないという点である。そして大乘の三聚淨戒と『大智度論』の十種戒についても、智顓疏が基本的な説明のみであるところを<sup>39</sup>、明曠疏は円教によって論じている。そのために強調するのが、三聚淨戒については四弘誓願や三身との関係であり、十種戒については戒・乗、事・理と三觀、三諦の説である。三聚淨戒に関しては、智顓疏が独自の解釈を行っていないため、先行する道宣や法蔵の説を参照したと考えられるが、そこに四弘誓願との関係を加えたことにより、三聚淨戒は菩薩の誓願・実践そのものであると位置づけたことになる。一方、十種戒に関しては、『摩訶止観』に基づいた上で、一心にそなわる円融の義を表明している点が特徴的である。これらのことから、一部に諸家の説を取り入れてはいるが、天台の円教の立場を智顓疏よりも鮮明にする態度が根本にあるのは明らかである。なお、三聚淨戒と三身等との関係については、七門分別の第六料簡においてさらに議論を重ねているため、稿を改めて論じたい。

39 石田(1986a, 174)は「智顓の『菩薩戒義疏』に『戒』の義を説明して、はじめに律儀戒・定共戒・道共戒を菩薩の『戒』として説明し、次に三聚戒の内容を地持と瓔珞によって説き、最後に大論の十戒を挙げて、『中道第一義諦戒』で結んでいるが、その間の、三戒と三聚と十戒とが自動的に結ばれるものと見做している口吻……」と述べ、小乗の三種戒と三聚淨戒と『大智度論』の十種戒が関連づけられていると捉えているが、筆者には賛同し難い。智顓疏にはそれらを結び付ける確実な表現がなく、戒の主な枠組みとしてそれら三つを挙げ、それぞれを説明したに過ぎないと考ええる。

<凡例>

1. 本論文では、漢文資料を本文中で引用する場合、原則として原文と現代語訳を示す。また、原則として常用漢字・新字体を使用し、表記は現代仮名遣いに統一する。
2. 現代語訳は、筆者による補訳を〔 〕の中で示し、語句の簡潔な説明を( )の中で行う。
3. 漢文、現代語訳の中の「……」は、中略または後略を示す。
4. 漢文資料の『大正新脩大藏經』については、中華電子仏典協会(CBETA)のデータベースに基づく。なお出典を表す略号は次の通り。  
T40, 580b12 = 『大正新脩大藏經』第40巻、580頁、中段、12行目

<参考文献>

【略号】

T: 『大正新脩大藏經』

仏全: 『大日本仏教全書』

智顛疏: 『菩薩戒義疏』(T40)

明曠疏: 『天台菩薩戒疏』(T40)

- 石田瑞麿(1963) 1986a「日本仏教における戒律の研究」『日本仏教思想研究』第1巻、法蔵館
- 石田瑞麿(1953) 1986b「三聚浄戒について」『日本仏教思想研究』第2巻、法蔵館: 23-26
- 大津健一 2019a「明曠についての基礎的研究——事績ならびに『天台菩薩戒疏』を中心に——」『創価大学人文論集』31: 87-113
- 大津健一 2019b「智顛における律儀戒——『大智度論』の十種戒を中心に——」『東アジア仏教研究』17: 19-36
- 大津健一 2019c「明曠刪補『天台菩薩戒疏』における律儀戒——『大智度論』の十種戒を中心に——」『印度学仏教学研究』68(1): 273-276
- 大津健一 2020a「明曠刪補『天台菩薩戒疏』の戒儀について——湛然本および伝慧思本・慧沼本との比較を中心に——」『東洋哲学研究所紀要』35: 22-40
- 大津健一 2020b「智顛における性戒と戒体論」『創価大学大学院紀要』41: 233-250
- 阿純章 2004「天台智顛における菩薩戒思想の形成」『東洋の思想と宗教』21: 44-68
- 神達知純 2009「中国仏教における五重玄義の位置」『大正大学大学院研究論集』33: 55-63
- 北塔光昇 2009「『菩薩戒義疏』における三重玄義について」『印度哲学仏教学』24: 150-165
- 久野芳隆 1933「最澄を終点とする受菩薩戒儀の成立過程」『常盤博士還暦記念仏教論叢』

- 弘文堂書房: 95-121
- 小寺文顥1966「伝教大師に及ぼした明曠疏の影響——小乗戒棄捨の問題をめぐりて——」『印度学仏教学研究』15(1): 312-314
- 小寺文顥1973「伝教大師の一乗戒源流考」、『伝教大師研究』編集会編『伝教大師研究』早稲田大学出版部、439-459
- 平了照1955「伝慧思本『受菩薩戒儀』について」『大正大学研究紀要』40: 1-36
- 平了照1968「明曠撰天台菩薩戒疏について」『天台学報』10: 108-114
- 利根川浩行1974「天台戒疏の十戒」『印度学仏教学研究』23(1): 170-171
- 平川彰1997「智顥における声聞戒と菩薩戒」『天台大師千四百年御遠忌記念 天台大師研究』天台学会、1-25
- 福島光哉1980「天台智顥における大乘戒の組織と止観」『大谷学報』60(2): 1-12
- 船山徹2017『東アジア仏教の生活規則 梵網経 最古の形と発展の歴史』臨川書店
- 村上明也2017「智顥説灌頂記『菩薩戒義疏』の成立に関する研究」『法華仏教研究』25: 106-156
- 吉津宜英1991『華嚴一乗思想の研究』大東出版社